

特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)【平成30年度】

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。
 幼児教育無償化の取組状況としては、

- ①第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)
 ※市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化
- ②ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充
- ③1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。(平成30年度予算案)

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	14,100円 → 10,100円 ※ひとり親等世帯 (第1子: 3,000円 第2子以降: 0円)
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

← 多子カウント年齢制限なし → " 有り(小学校3年生以下) →

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円	9,000円 ※第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 ※ひとり親等世帯 (第1子: 6,000円 第2子以降: 0円) ※ひとり親等世帯 (第1子: 9,000円 第2子以降: 0円)	19,500円
④所得割課税額 57,700円未満[77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 ※ひとり親等世帯 (第1子: 6,000円 第2子以降: 0円) ※ひとり親等世帯 (第1子: 9,000円 第2子以降: 0円)	30,000円
97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	30,000円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	44,500円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	61,000円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	80,000円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	104,000円

← 多子カウント年齢制限なし → " 有り(小学校就学前) →